

尼崎市放課後児童健全育成事業所設置促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、放課後児童健全育成事業の利用を促進するため、放課後児童健全育成事業を実施する者（以下「事業者」という。）が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する施設（以下「事業所」という。）の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 備品 事業の実施に必要な備品（主として専用区画内で使用するものに限る。）で、平成27年12月4日内閣府告示第424号「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」別表「構造又は用途」中、「器具及び備品」に掲げるもの（「理容又は美容機器」以降に掲げるものを除く。）のうち、耐用年数が5年以上のもの（別表1に掲げるもの）とする。
- (2) 設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針とする。

(実施場所の基準)

第3条 実施場所は、尼崎市放課後児童健全育成事業に係る届出に関する要綱第2条の規定を満たさなければならない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者は、児童福祉法第34条の8第2項の規定に基づき尼崎市長に放課後児童健全育成事業の開始の届出を行い、本市の区域内に事業所を設置する事業者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 児童福祉法及び尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第55号）に基づき、放課後児童健全育成事業を健全かつ円滑に実施できる法人であること。
- (2) 補助対象事業の申請年度の翌年度4月1日（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が認める日）までに補助対象事業に係る放課後児童健全育成事業を実施するものであること。
- (3) 本市の市民税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者とししない。

- (1) 補助対象者が尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団若しくは同条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者である場合
- (2) 補助金に係る事業所の長が尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員である場合

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、別表2に定める小学校区において、補助対象者が新たに事業所を設置するために既存建物を改修、設備を整備及び修繕、並びに備品の購入をする事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

- 2 補助対象者は、補助対象事業（備品の購入を除く。以下この項において同じ。）を他の者に実施させることができる。この場合において、補助対象者は、3者以上の者（当該3者以上の者のうち少なくとも1者は、本市の登録事業者名簿に登録されている者でなければならない。）から見積書を徴し、その見積額が最も低廉である者を、当該補助対象事業を行わせる相手方としなければならない。ただし、履行可能な事業者が限られる場合その他やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に係る既存建物の改修、設備の整備及び修繕並びに備品の購入をするための経費（次に掲げる経費を除く。）で第9条の規定による補助金の交付の決定がされた日の属する年度の末日（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が認める日）までに支出したもの（以下「補助対象経費」という。）とする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する経費
- (2) 建物の新築及び既存建物の買収に要する経費
- (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する経費
- (4) 事業者自ら居住する家屋の改修に要する経費
- (5) その他整備費として適当と認められない経費

- 2 事業所において、放課後児童健全育成事業と併せて同事業以外の事業が実施される場合は、当該放課後児童健全育成事業以外の事業に係る経費については、補助の対象としない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額及び費目別限度額、補助率は、別表3に掲げる額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が不要と認める場合は、添付を省略させることができる。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（第4号様式）
- (4) 設計書及び工事等関係図面
- (5) 複数事業者の工事等見積書（第5条第2項の規定により徴収した全ての見積書をいう。）
- (6) 施工前の写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助対象者は、前項の規定による申請（以下「交付申請」という。）を行う前に、尼崎市放課後児童健全育成事業所運営費補助金交付要綱の規定に基づく事前通知を市長に提出し

なければならない。

3 補助対象者は前項の事前通知を行った後、次に掲げる書類に基づいて事業の着手前までに市と協議を行い、補助対象事業について承認を得なければならない。

(1) 事業計画案（整備後のイメージ図（保育場所の専用面積のわかるもの））

(2) 収支予算案（第3号様式）

(3) 第1項に規定する書類等市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、必要な条件を付することができる。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第5号様式）により、その旨を交付決定した者に通知するものとする。

4 市長は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金不交付決定通知書（第6号様式）により、補助金を交付しない旨を交付申請した者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更又は中止）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、計画（変更・中止）承認申請書（第7号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは承認し、計画（変更・中止）承認通知書（第8号様式）により速やかに補助事業者に通知する。

（事業実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（改修を実施した場合は、市から承認を受けた改修内容の履行が完了したとき）は、その完了した日から起算して20日以内に、補助金実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 設置促進事業補助内訳書（第10号様式）

(2) 領収書その他の補助対象経費を支出したことがわかる書類

(3) 工事請負に係る契約書の写し

(4) 施工後の写真

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の補助金実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査等を行った結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第11号様式）により補

助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第13条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者は、補助金請求書（第12号様式）により、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき
- (2) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用したとき
- (3) この要綱又はこれに基づく指示を守らないとき
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (5) 尼崎市暴力団排除条例第2条第4号、第5号及び第7号に規定する暴力団等に該当するとき
- (6) 暴力団等の利益になるとき
- (7) 第12条の規定による調査について、正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき
- (8) その他市長が補助を不相当と認めたとき

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（第13号様式）により、補助事業者に通知する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告等)

第15条 補助事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

(財産の処分の制限等)

第16条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助対象事業の完了した日の属する市の会計年度の終了後、耐用年数を経過することとなるまでの期間、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

2 前項に規定する処分制限財産は、取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の財産とする。

3 第1項の承認を受けようとするときは、理由を記載した財産処分承認申請書（第15号様式）を市長に提出して行うものとする。

4 前項の申請に対する承認することを決定したときは、財産処分承認決定通知書（第16号様式）により、承認しないことを決定したときは、その旨を記載した財産処分不承認決定通知書（第17号様式）により、前項の申請を行った事業者に通知するものとする。

5 補助事業者は、第1項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金返還通知書(第18号様式)により、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 第14条の規定による取消しを受けた場合
- (2) 前条の規定による財産の使用目的の変更又は処分をした場合
- (3) この要綱に定める各条項の規定に違反した場合

(関係書類の整備等)

第18条 補助事業者は、補助対象事業の適正な管理を図るため、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類(市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。)を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日、当該財産の処分が完了する日又は耐用年数を経過する日のいずれか遅い日までこれを保管しなければならない。

(報告、検査及び指示)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は第18条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

2 補助事業者は、前項に規定する報告の求め若しくは指示又は検査に速やかに応じなければならない。

(補助金の流用の禁止)

第20条 補助事業者は、その交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(施行の細目)

第21条 この要綱の実施に関して必要な事項又は定めのない細目については、児童課長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年7月30日から施行し、令和3年4月1日に遡って適用する。
- 2 第8条に規定する事前通知は、令和4年4月1日までに事業所を開設する場合は、令和3年12月31日まで、令和4年4月2日から令和5年3月31日までに事業所を開設する場合は、令和4年3月31日までに提出するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年8月2日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用する。
- 2 第6条の規定は、令和4年4月1日以降に開設する事業所から適用する。
- 3 第8条に規定する事前通知は、令和4年4月2日から令和5年3月31日までに事業所を開設する場合は、令和4年8月31日あるいは事業所を開設しようとする日の3か月前のいずれか早い日までに提出するものとする。

付 則

この要綱は、令和5年8月16日から施行し、令和5年4月1日に遡って適用する。

付 則

この要綱は、令和6年8月16日から施行し、令和6年4月1日に遡って適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年8月8日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表 1

種類	細目
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品 (他の項に掲げるものを除く。)	事務机、事務椅子及びキャビネット 応接セット ベッド 児童用机及びいす 陳列だな及び陳列ケース ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他音響機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 室内装飾品 食事又はちゅう房用品（陶磁器製又はガラス製のものを除く）
事務機器及び通信機器	複写機、計算機（電子計算機を除く。）その他これらに類するもの インターホン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備
時計、試験機器及び測定機器	時計
光学機器及び写真制作機器	カメラ、映写機、望遠鏡
容器及び金庫	金庫

※備品に該当するか否かの疑義があるときは、本市に確認を求めること。

別表 2

年度	小学校区
令和 8 年度	小田地域：下坂部・清和小学校区 大庄地域：大庄小学校区 立花地域：立花・尼崎北小学校区 武庫地域：武庫東・武庫南小学校区 園田地域：園田・上坂部小学校区

別表 3

区分	費目別 限度額	補助率
1 別表 2 の本市が指定する校区内に設置する補助対象事業所で、児童定員が 25 人以上のもの	(改修費) 5,000,000 円 ※備品費に係る補助金の額と合わせた額とする	10/10
	(備品費) 2,000,000 円	1/2
2 別表 2 の本市が指定する校区内に設置する補助対象事業所で、児童定員が 20 人以上 25 人未満のもの	(改修費) 3,000,000 円 ※備品費に係る補助金の額と合わせた額とする	10/10
	(備品費) 1,000,000 円	1/2

※ 補助の対象となる備品は、別表第 1 に掲げるものとする。

※ 補助対象経費に補助率を乗じて得た額から補助対象経費に対して交付されたその他の団体からの補助金等を減じて得た額（以下「補助額」という。）が、限度額よりも低い場合は、補助額とする。